
定 款

(2020 年 3 月 30 日改正)

日東精工株式会社

京都府綾部市井倉町梅ヶ畑 20 番地

第1章 総 則

第1条 (商号) 当社は日東精工株式会社と称し、英文では

NITTOSEIKO CO., LTD.

と表示する。

第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 工業用ファスナー、工業用ファスナー締付工具など金属製品およびその製造装置の製造販売
2. 自動組立機、産業用ロボット、洗浄装置など一般機械器具の製造販売
3. 流量計、測定検査機器、医療用機械器具など精密機械器具の製造販売
4. 電気機械器具の製造販売
5. 制御機器、情報処理機器およびこれに関するソフトウェアの開発並びに製造販売
6. 合成樹脂製品および合成樹脂と金属の結合による複合化製品などプラスチック製品の製造販売
7. 発電事業およびその管理・運営並びに電気の供給・販売に関する事業
8. 機械器具設置工事の請負
9. 毒物および劇物など化学工業薬品の販売
10. 労働者派遣に関する業務
11. 損害保険代理に関する業務
12. 前各号の事業に附帯する一切の業務

第3条 (所在地) 当社は本店を綾部市に置く。

第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は9,880万株とする。

第7条 (自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式の買増し) 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第11条 (株式取扱規定) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第3章 株 主 総 会

第12条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集する。

② 臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第14条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる

第15条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条 (議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条 (議事録) 株主総会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

第19条 (取締役の定員) 当社の取締役は、15名以

内とする。

第20条 （取締役の選任）取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

第21条 （取締役の任期）取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第22条 （代表取締役および役付取締役）取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 （取締役の業務執行）取締役社長は取締役会の決議により会社の業務執行ならびに全般の統轄をする。取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第24条 （取締役会の権限）取締役会は、法令または定款に定める事項のほか当会社の重要な業務執行を決定する。

第25条 （取締役会の招集）取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるときまたは欠員のときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条 （取締役会の決議方法）取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

② 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条 （取締役会の議事録）取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して会社に保存する。

第28条 （取締役会規定）取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

第29条 （取締役の報酬等）取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第30条 （取締役の責任免除）当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

第31条 （監査役の定員）当会社の監査役は、4名以内とする。

第32条 （監査役の選任）監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条 （監査役の任期）監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条 （常勤の監査役および常任監査役）監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

② 前項のほか、監査役会はその決議によって常任監査役を選定することができる。

第35条 （監査役会の招集）監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

第36条 （監査役会の決議方法）監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第37条 （監査役会の議事録）監査役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して会社に保存する。

第38条 （監査役会規定）監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。

第39条 （監査役の報酬等）監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第40条 （監査役の責任免除）当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する

契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

第41条 （事業年度）当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

第42条 （剰余金の配当の基準日）当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第43条 （中間配当）当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第44条 （配当の除斥期間）配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以 上